

文書分類番号	G 0 3 4
保存期間	1 0 年

広交規 第420号

平成18年4月17日

各部長・参事官  
各所属長 様

警察本部長

身体障害者を輸送する車両に対する警察署長の通行許可手続取扱要領について(通達)

通行を禁止されている道路における警察署長の通行許可手続取扱要領については、通達(平成16年11月19日付け広交規第999号)に基づき運用してきたところであるが、この度、身体障害者がタクシー等を利用して通院する際の取扱いについて定め、平成18年5月1日から実施することとしたので、部下職員に周知し事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 1 趣旨

道路交通法(昭和35年法律第105号。)第8条第2項の規定による通行禁止道路を通行しようとする者は、道路交通法施行規則(昭和35年12月3日総理府令第60号。以下「規則」という。)第5条の規定により、申請書2通を通行禁止道路の存する場所を管轄する警察署長に提出しなければならないこととされ、申請書の様式は、規則第5条第2項の規定により定められ、当該車両が許可を受けた車両であることを特定するため、「番号標に表示されている番号」等を記入することと定められている。

しかし、通行禁止道路に住居がある身体障害のある者が、タクシー等を利用して通院しようとした際には、事前に使用する車両等が特定することができないため、申請書に「番号標に表示されている番号」及び「主たる運転者」を記入することができず、許可申請ができないという事態が生じている場合もあるところである。

そこで、道路交通法施行令(昭和35年政令270号。以下「令」という。)第6条第2号に規定する身体障害のある者が、タクシー等を利用して通院する等、事前に使用する車両を特定することのできないやむを得ない理由がある場合の通行許

可手続取扱要領について、次のように定める。

2 車両及び運転者を特定せず、通行禁止道路等における通行の許可をすることができる場合

次のいずれにも該当する場合

- ? 令第6条第2号の規定による身体の障害のある者を通行禁止道路を通行して輸送すべき相当の事情があること。
- ? 申請者が事前に使用する車両を特定することができないやむを得ない理由があること。

3 取扱要領

? 許可証の交付

原則として許可証は、申請者である身体の障害のある者に交付すること。

? 申請者への指導

許可証を交付する際、申請者に対し次の事項について指導すること。

ア 許可証番号等の通知

申請者等がタクシー等の利用を依頼した場合、当該依頼を受けたタクシー等は、送迎の前後において許可証を携帯せず通行禁止道路を通行しなければならない場合もあることから、依頼を行う際は、身体の障害のある者を輸送するため使用する車両の運転者に対し、当該運転者が送迎前後において警察官に停止を求められた場合に、「申請者の氏名」、「許可証番号」を回答できるよう「申請者の氏名」、「許可証番号」を事前に通知すること。

イ 許可証の携帯

申請者は、タクシー等に乗車する際には、許可証を携帯すること。

ウ 許可条件の通知

申請者は、法第8条第5項の規定により警察署長が当該許可に条件を付しているときは、身体の障害のある者を輸送するため使用する車両の運転者に対し許可証を提示しその条件を通知すること。

エ 標章の掲出

許可の条件として標章の掲出を義務づけている場合は、申請者がタクシー等に乗車する際には、身体の障害のある者を輸送するため使用する車両の運転者に対し標章の掲出を依頼すること。

? 申請書の記載例

ア 「主たる運転者」の欄

(身体の障害のある者の氏名) が乗車する車両の運転者

イ 「番号標に表示されている番号」の欄

(身体の障害のある者の氏名) が乗車する車両

ウ 「やむを得ない理由」の欄

身体の障害のある者の輸送及びこれに付随する通行

? 身体の障害のある者の確認

身体障害者手帳，療育手帳などで確認すること。

4 留意事項

? 通行許可証交付簿綴り別冊の作成

現場の警察官が，許可の有無を警察署交通課に照会した場合，容易に回答ができるように，通行許可証交付簿綴りの別冊を作成し，一般の通行許可証交付簿綴りと分けておくこと。

別冊の通行許可証交付簿の「車両番号」の欄には「特例」と記入すること。

? 取締り担当部門への周知

本取扱要領について，取締り担当部門への周知を徹底し，通行禁止道路における取締りにおいて齟齬のないようにすること。